

松崎町分別収集計画

令和7年8月

1 計画策定の意義

本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物の容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、再資源化を推進するための方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

容器包装廃棄物の発生抑制、再資源化を基本とした地域社会づくり

3 計画期間

令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

4 対象品目

容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色）、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
容器包装廃棄物	384t	378t	369t	361t	355t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項
(法第8条第2項第2号)

- ・町民、事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要であるため、ごみ処理に対する意識の把握に努める。
- ・学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取組や、ごみ処理施設の見学会などを行い、教育啓発活動に取り組む。
- ・マイバッグやリターナブル容器、再生資源を材料とした製品の普及啓発などを行い、容器包装廃棄物の発生抑制、再資源化を推進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分
(法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		スチール缶
主としてアルミ製の容器		アルミ缶
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色のびん
	茶色のガラス製容器	茶色のびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み
(法第8条第2項第4号)

収集に係る分別の区分	R8	R9	R10	R11	R12
スチール缶	9	9	9	9	9
アルミ缶	7	7	7	7	7
無色のびん	18	18	17	17	17
茶色のびん	14	14	13	13	13
飲料用紙パック	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
段ボール	32	32	31	31	30
ペットボトル	5	5	5	5	5

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

直前年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率（※）

※人口変動率は、近年の人口増減を勘案し次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
5,489人 (対前年度比)	5,389人 (対前年度比)	5,289人 (対前年度比)	5,189人 (対前年度比)	5,089人 (対前年度比)
98.2%	98.2%	98.1%	98.1%	98.1%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

南伊豆地域広域ごみ処理施設の開設を目指す。

また、開設に合わせてプラスチック製容器包装、製品プラスチックの分別収集の実施を目指す。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていく。